

## 特別弔慰金が支給されます

### 特別弔慰金の趣旨

戦後75周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思い、国として弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（毎年5万円を5年分、計25万円の記名国債）を支給するものです。

### 支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰

金の受給権を取得した人

2 戦没者などの子

3 戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡日時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 1から3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

### ◇支給内容

額面25万円

### ◇請求期間

令和5年3月31日まで（請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

### □請求先・問い合わせ

福祉課  
☎内線237

## 小田原保健福祉事務所の検査と相談

### ◇エイズ相談・検査

3月15日(水)

午前9時～11時

### ◇骨髄ドナー登録

今月の実施は、ありません。

### ◇医師による精神保健福祉相談

3月23日(木)、28日(火)

午後1時30分～4時30分

### ◇医師による認知症相談

3月3日(金)

午後1時30分～4時30分

### ◇療育歯科相談

3月23日(木)

午前9時～午後3時30分

### □申し込み・問い合わせ

小田原保健福祉事務所

☎32・8000

(療育歯科相談)

内線3239

(その他の相談と検査)

内線3245

※前日までに電話で申し込みをしてください



## 真鶴町お知らせメールへのご登録を!

町から災害時の情報伝達や防犯情報、防災行政無線の放送内容、新型コロナウイルス感染症に関する情報などを、ご希望の電子メールアドレスへ配信するサービスをしています。

本サービスをご利用いただくためには、メールマガジンへの登録が必要です。  
※登録方法が不明な場合などは総務防災課にお問い合わせください。

### ▼真鶴町お知らせメールへのご登録は、下のQRよりお進みください▼

PC・スマートフォンの場合    フィーチャーフォン(ガラケー)の場合



※読み取れない場合は、下記アドレスに空メールを送信してください。

[t-manazuru@sg-p.jp](mailto:t-manazuru@sg-p.jp)

□問い合わせ    総務防災課    ☎内線323

登録者数 1,143人(令和5年2月14日現在)